

本件訴訟における考慮要素と 判断枠組み

～極めて高度の安全性が確保されていない

1 人格権について

個人の生命・身体の安全の保護だけが人格権の対象か？



個人の生活



その集合体としての生活環境



平穏な生活環境が継続すること

 人格権の保護対象に

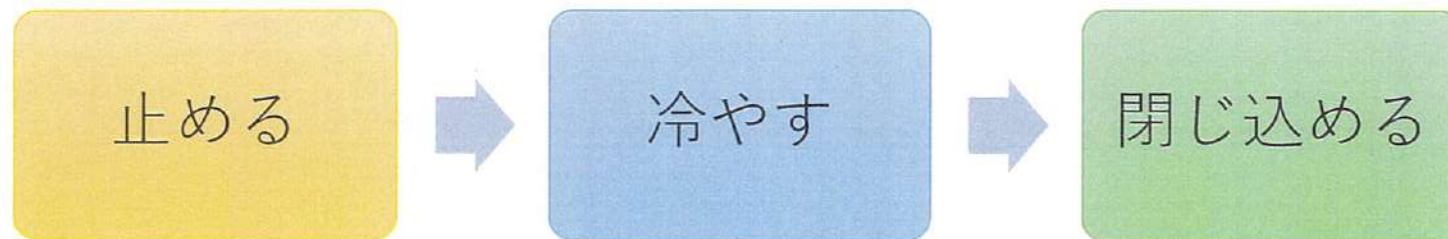
2 原発の危険性の特質 ～放射性物質の危険性と原発特有の問題

(1) 放射性物質の本質的危険性

放射性物質は、その性質上、周辺住民の生命・身体や平穏な生活権に重大な被害を及ぼす潜在的危険を内在している。

- 原発は、核燃料の核分裂反応によってエネルギーを発生させる装置である。
- 使用済燃料は、発電後も高エネルギー状態で放射線を放出し続けるため、長期にわたり施設内で厳重に保管される必要がある。
- 放射性物質が漏洩すれば、その毒性・危険性は極めて高い。

(2) 原発特有の問題～技術的特徴



- 事故の進展に伴って変化して行く、これらの質的に異なる事故対策に成功し、かつ、継続させなければ事故は収束しない
- 失敗すると、国家的、地球的なレベルでの破局的被害を招く。

＊他の科学技術との相違点であり、原発の技術的特徴

(3) 事故発生の要因となる内的・外的事象を完全に予測することは不可能である

- 過酷事故を招く内的・外的事象を完全に予測することは可能か？

内部事象（機器の故障、ヒューマンエラー、システム障害）

外部事象（地震、火山噴火、津波、洪水、テロ攻撃、武力攻撃、航空機衝突）



完全な予測は不可能

だとすれば、如何なる事象が発生しても過酷事故に至らぬような絶対的安全性を追求するのか？

3 わが国の安全確保体制（準備書面34）

●福島事故を踏まえた規制の改正

「もう二度とフクシマの悲劇をくりかえしてはならない」

◆基本理念

- ・絶対的安全性は保証できないが、予測の不確実さに備え、リスクの顕在化を防ぐために「深層防護」の考え方を採用
- ・深層防護：多重の安全対策を重ねることで、事故の発生・拡大を防止する国際的な安全思想

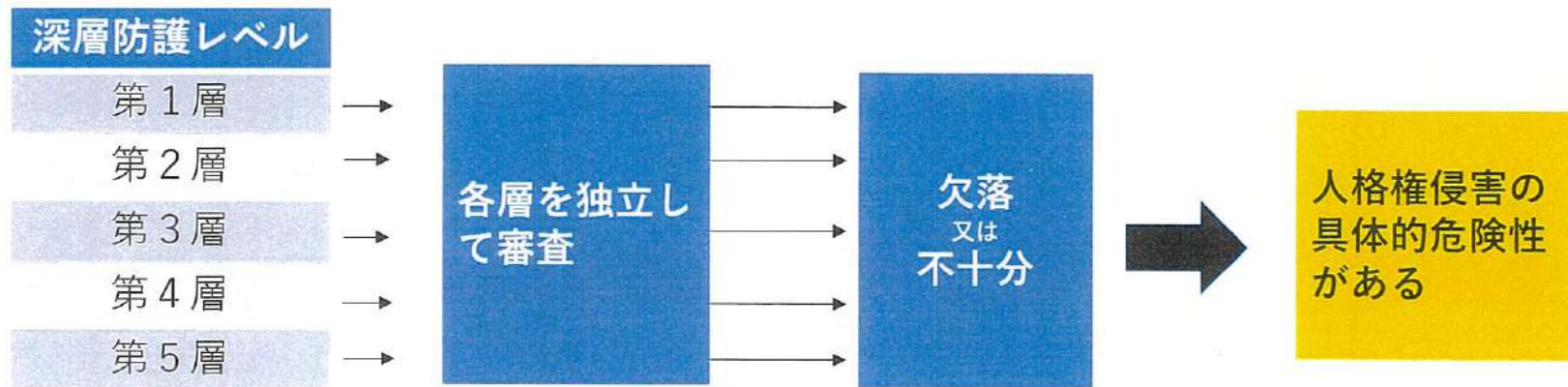
◆国際基準の採用

- ・IAEA等の国際機関も採用し、日本も加盟国
- ・原子力基本法：「確立した国際基準による」と明記

◆国内制度への反映が不十分

- ・原子力規制委員会は深層防護を踏まえ、設置許可基準規則において第1～第4層の安全対策を規定
- ・ただし第5層（事故影響緩和策）は、原子力規制委員会の管轄外となっており国内制度への反映が不十分

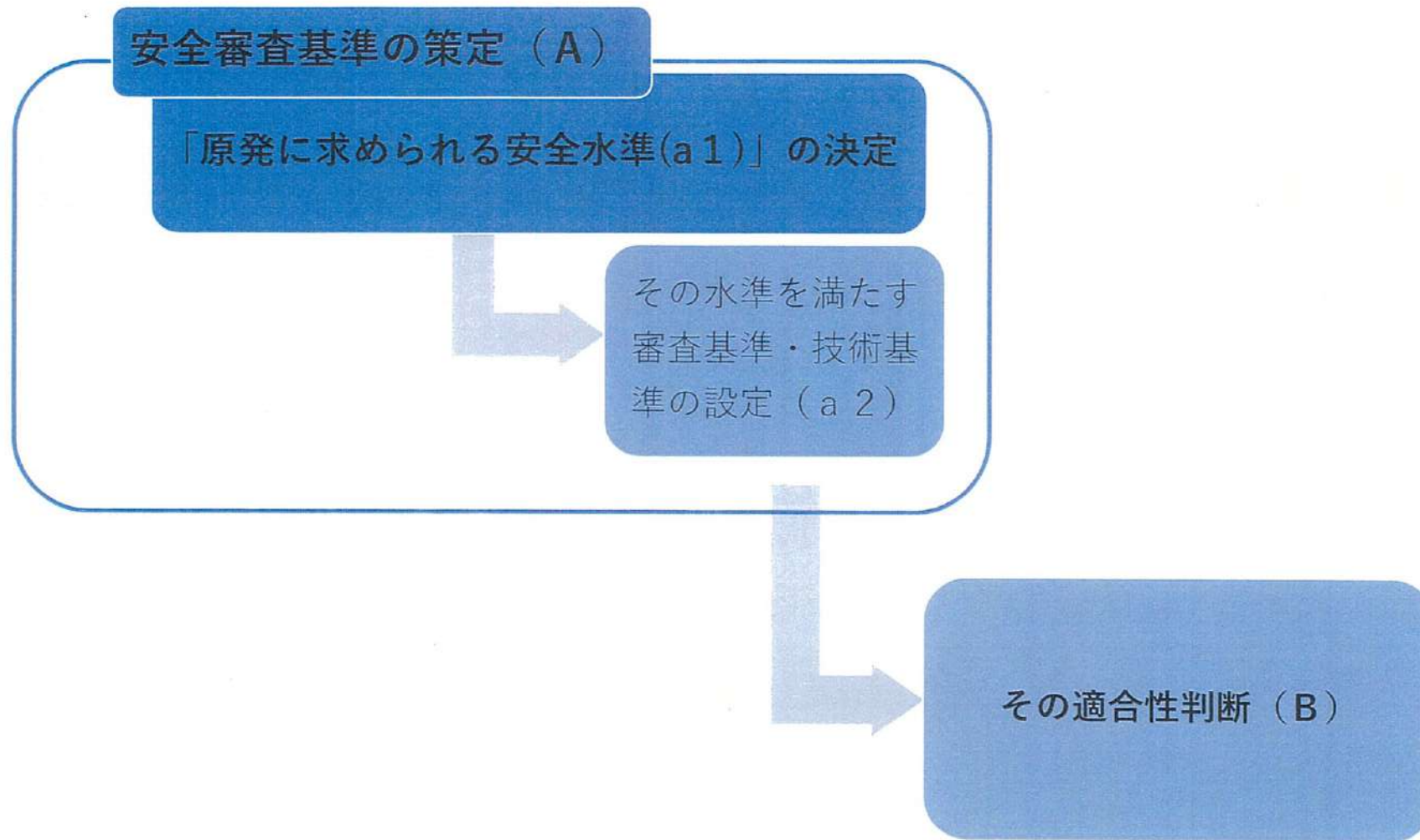
4 具体的危険性の判断枠組み



どのような場合に
「深層防護が欠落し又は不十分で具体的危険性がある」
といえるのか？

●どこまでが安全で、どこからが危険なのか、
⇒安全性の水準はどのように定まる？

5 原発の安全審査の分析（準備書面 7 8）



原発に求められる安全性の水準（a 1）

【突きつけられている課題】

- ・ 安全性がどこまで高まれば原発の稼働が容認されるのか？
- ・ どの程度の危険であれば原発の稼働を容認？



【判断基準】

社会的合意
社会通念



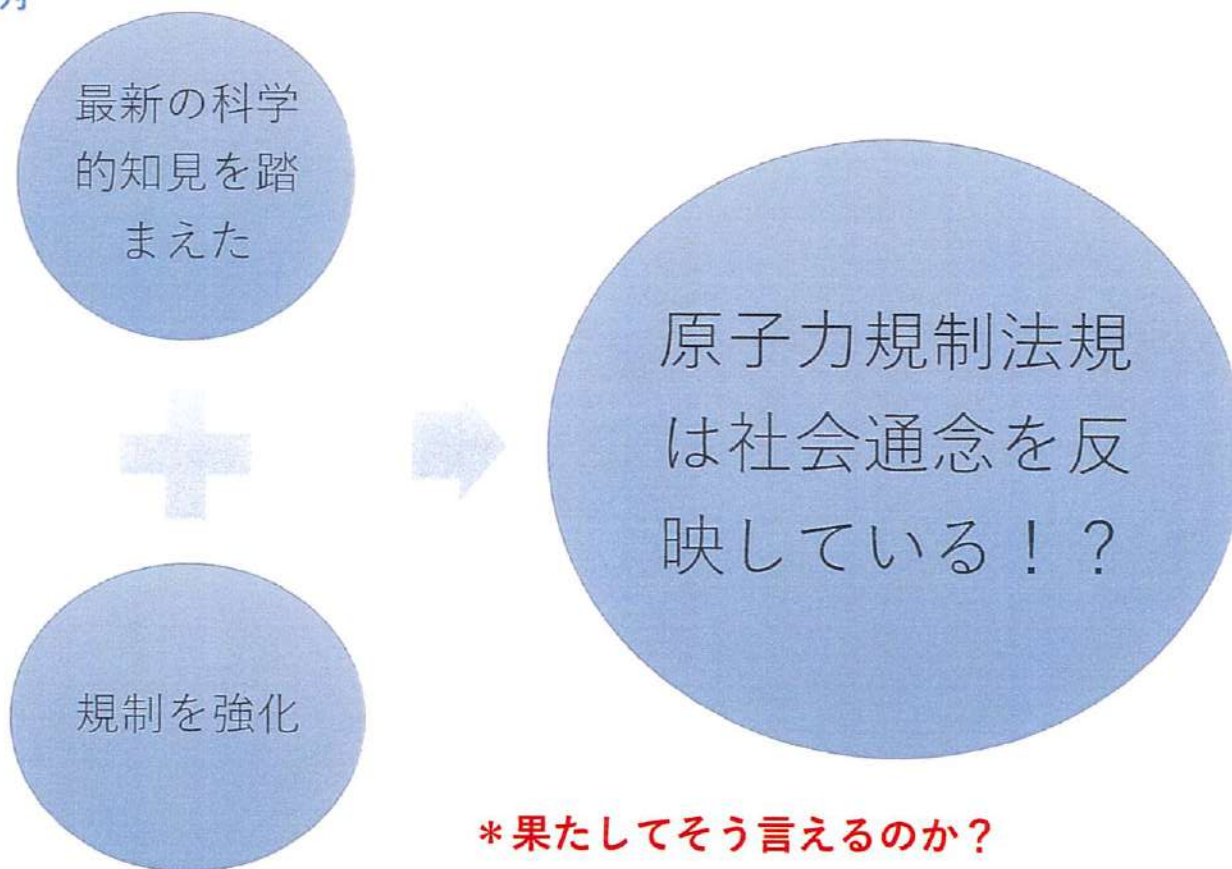
【目指す回答】

原発に求められる安全性の水準（a 1）

* この探求作業には専門科学的・技術的知見は必要ではない

「原発に求められる安全性の水準（a 1）」を策定する判断手法～これまでの原発差止め裁判例に対する疑問

これまでの裁判例



安全性の水準を判断するのは裁判所

◆安全性の水準を最終的に判断するのは裁判所

判断に必要な知見：倫理学、歴史学、宗教学、社会学、経済学など、
広範な学際的知識が不可欠

●原子力規制委員会の専門領域

専門分野：原子力工学、放射線防護

限 界：社会的・倫理的判断に関しては専門外

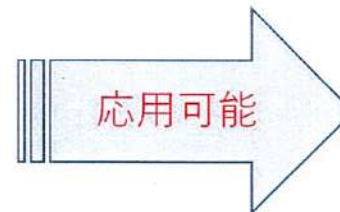
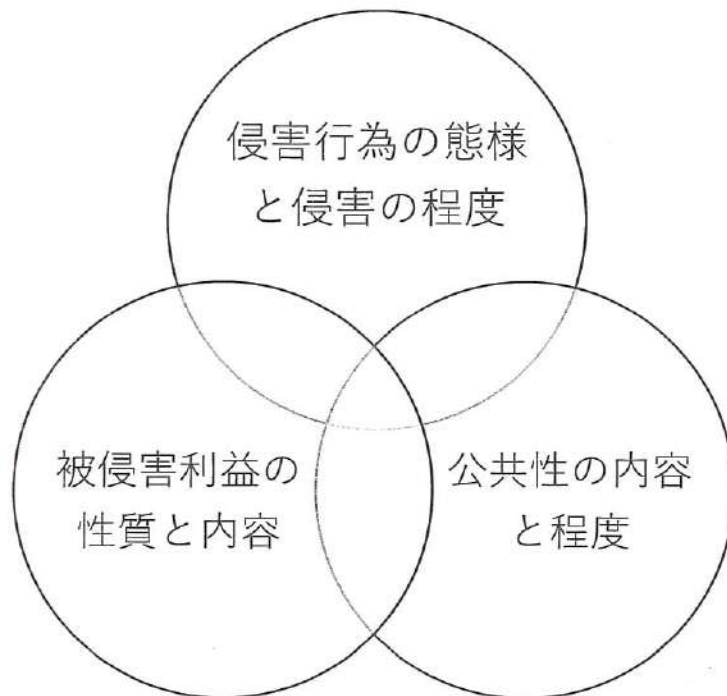
参考発言

「基準の適合性は見えますけど、安全だということは私は申し上げません」

— 田中俊一 原子力規制委員長（2014年7月16日 定例記者会見）

最高裁による人格権侵害に基づく差止め請求における違法性の判断枠組み

大阪国際空港事件や国道43号線事件における違法性の判断

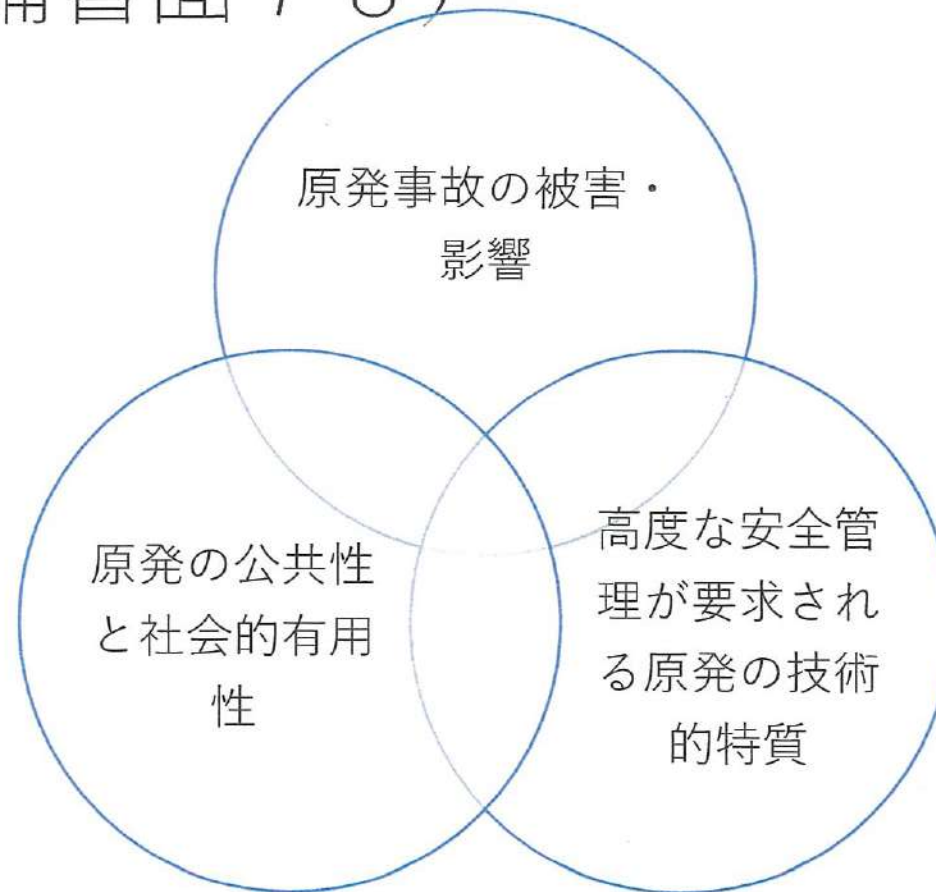


原発差し止め訴訟における安全性判断

社会通念に基づき「原発に求められる安全水準（a1）」を策定

* 裁判所が積極的に「原発に求められる安全性の水準 a1」を検討すべき

6 裁判所が比較衡量を行なっていく際の考慮要素（準備書面78）



(1) 原発事故の被害・影響

原発そのものがもたらす被害

- ・ 原発マネーと安全神話による地域支配と民主主義の破壊
- ・ 運転に伴う自然環境の破壊（温排水、放射性物質の放出）
- ・ トイレなきマンション（使用済み核燃料の問題）
- ・ 日々生み出される被ばく労働者

(1) 原発事故の被害・影響

事故がもたらすより重大かつ不可逆的な被害

- ・ 福島第一原発事故がもたらした広範かつ半永久的な環境汚染
- ・ 放射能汚染によってもたらされた地域破壊
- ・ 地域経済、国家経済への壊滅的な影響
- ・ 加害者によって繰り返される分断と切り捨て
- ・ 生み出された膨大な被爆者と懸念される将来の健康影響

(1) 原発事故の被害・影響

フクシマはまだ終わっていない

- ・ 遅々として進まない廃炉作業
- ・ 行き場のない放射性廃棄物（除染土）
- ・ 今も続く環境汚染（汚染水）
- ・ 今も汚染地域に暮らす人々

(1) 原発事故の被害・影響

フクシマですら最大最悪ではない

- ・ 事故以前からの被害想定と「最悪シナリオ」

原発に求められる安全性

- ・ 国家の壊滅をもたらすほどの壊滅的な被害に見合った、これ以上ないほど高度の安全性が求められなければならない

(2) 原発の公共性と社会的有用性

【考慮すべき公共性の要素】

- 電力供給手段としての必要性
- 経済効率性
- 環境保全の要請への応答

(2) 原発の公共性と社会的有用性

【電力供給手段としての必要性】

- ・ 原発がなくとも需要に見合う供給は可能であったという実態

(原告準備書面 1、13)

- ・ 再エネの拡大により余剰電力すら発生

(原告準備書面 65、74の2)

- ・ 原発温存のための再エネ阻害

(原告準備書面 77)

⇒ **電力供給手段としての必要性は低い**

(2) 原発の公共性と社会的有用性

【経済効率性】

(原告準備書面 14、25、45、74 の)

- ・ 現行の発電方法のうち原発が最も高コストである
 - ・ 事故費用、バックエンド費用の上限は確定不能である
- ⇒ **経済効率性は低い**

(2) 原発の公共性と社会的有用性

【環境保全要請への応答】

(原告準備書面 15、16 の5、45、74 の4、74 の6)

- ・ 原発は二酸化炭素排出削減に寄与しない
- ・ 通常運転における環境破壊

温排水の排出

放射性廃棄物・バックエンド問題の未解決

- ・ 事故による環境破壊は壊滅的且つ不可逆的

⇒ **環境保全要請に応えられていない**

被害や公益性の大小が安全性の水準に与える影響

- 事故時の被害の範囲や程度が軽い一方で公益性・必要性が極めて高い
⇒ 要求される安全性の水準は低くなる

被害が甚大で、公益性が低い場合
⇒ 極めて高度な安全性が要求される

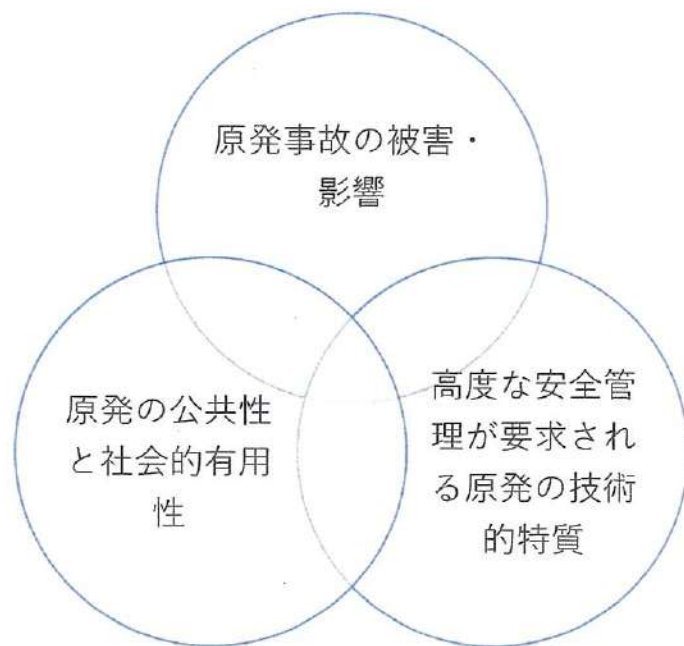
原発は、安全管理に失敗すると、国家的、地球的なレベルでの破局的被害を招く

(3) 原発の技術的特質

- 1. 施設全体の高度な複雑性
- 2. 極限環境下での動作保証
- 3. 多様なリスクシナリオへの対応
- 4. 破局的被害を想定した高い信頼性
- 5. 長寿命運転による経年劣化管理

7 社会が許容する安全性（準備書面78）

- 「もう二度とフクシマの悲劇をくりかえしてはならない」という立法事実を前提に総合考慮すると・・・



緩やかな安全で良いはずはなく

「極めて高度な安全性」

が要求される



伊方最高裁判決「災害が万が一にも起こらないようにする」

8 極めて高度な安全性が確保されていない

- 「極めて高度な安全性」が確保されているといえるか
- 支配的・通説的見解だという理由で安易に結論を導いていないか
- 真に安全面を考慮した保守的な設定・想定となっているか

「ある問題について専門家の間で見解が対立している場合には、支配的・通説的な見解であるという理由で保守的でない設定となる見解を安易に採用することがあってはならない」（広島高裁2020年1月17日決定）

原告らの主張一覧

深層防護レベル	主な目的	必須の手段	該当する原告準備書面番号（カッコ内の番号）
第1層 異常の発生防止	設計・運転管理で異常を 起こさない	自然現象を考慮した立地。設 計、保守・運転の品質向上	地震動による危険性（26、27、32、37、47、58、72、75、81、111） 火山事象による危険性（28、29、57、63、71、84、91、98、107、112、 115） 武力攻撃（87） テロ（28、42、54、68） 人為的ミス（28） 使用済み燃料プールの脆弱性（28、35、41、51） 立地審査指針の不備（55） 設計における安全余裕の誤り（89） 老朽化対策の誤り（105） クロスチェック解析の未実施（79）
第2層 異常の制御	異常が発生しても事象を 制御し、事故に至らせな い	監視・制御系統・設備を設置	外部電源喪失リスク（35、111、116） 計装系設備の信頼性の問題（35）
第3層 事故の影響緩和 （設計基準事故対 応）	設計基準事故に対して炉 心損傷を防ぐ	事故に応じた設備、対応手順 書の整備	
第4層 重大事故対応（設 計基準超過事故）	炉心損傷や格納容器機能 喪失時の影響緩和	シビアアクシデント対策およ び対応	水素爆発対策の不備（38、48） 水素爆発対策の不備（39、49、70、90、101） シビアアクシデント対策の不備（40、50） 放射性物質拡散抑制対策の不備（43、52） 汚染水処理対策の不備（18、92、108、114） 武力攻撃・テロ対策不備（28、42、54、68、87）
第5層 防災対応	放射性物質放出時の公衆 防護	住民避難等による放射線防護 対策、その事前準備としての 避難計画の策定、充実・強化	避難計画の不備 （22、36、46、67、76、82、83、85、86、88、103、106、109、110） 子どもの甲状腺がんの増加リスク（95、99）

これからのプレゼン

- 地震・火山に対する備えが保守的ではない
- 第5層避難計画の検討は必須である